

事 務 連 絡
令和8年7月16日

関 係 各 位

柴田町上下水道課
(印 省 略)

契約等関係書類における町長名の取扱いについて

日頃より、上下水道事業の実施にあたり格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。
契約等関係書類に記入いただく町長名は、下記のとおりとなりますのでお知らせします。

記

1 入札書、見積書及び辞退届に町長名を記入する場合

- ・令和8年7月22日までに提出する書類は「滝口 茂」を記入
- ・令和8年7月23日以降に提出する書類は「石森 靖明」を記入

2 契約書、請負書及び契約に係る書類に町長名を記入する場合

- ・令和8年7月22日までに提出する書類は「滝口 茂」を記入
- ・令和8年7月23日以降に提出する書類は「石森 靖明」を記入

3 その他注意事項

- ・現在契約締結中の契約書及び請書の町長名の表記を変更する必要はありません。
- ・令和8年7月22日までに執行される入札及び見積徴取において、町長名を「石森 靖明」と記入して提出した場合は無効となります。
- ・令和8年7月23日以降に執行される入札及び見積徴取において、町長名を「滝口 茂」と記入して提出した場合は無効となります。
- ・町ホームページ上で公表している入札書、見積書及び契約書等の町長名が入った書類は、令和8年7月23日に更新予定です。事前に各種様式をダウンロード等されている方は、特にご注意ください。また、町長名が記入されている書類を作成する際は、町長名に誤りがないかを確認願います。